
「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

日証協 平成 22 年 10 月 19 日

本協会では、本年 10 月 19 日の自主規制会議において、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正を行った。

昨今、証券取引所における上場商品の多様化していることに対応し、従来「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の対象となっていなかった有価証券に関し、規則上の対象有価証券に含めるなどその取扱いを明確にすることにより、貸借取引を公正かつ円滑ならしめるため、今般、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部について、改正を行った。

本規則改正は、平成22年11月 1 日から施行する。

本規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

日 本 証 券 業 協 会

・改正等の趣旨

昨今、証券取引所における上場商品の多様化していることに対応し、従来「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の対象となっていなかった有価証券に関し、規則上の対象有価証券に含めるなどその取扱いを明確にすることにより、貸借取引を公正かつ円滑ならしめるため、今般、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部について、以下のとおり改正を行うこととする。

・改正等の骨子

- (1) 「株券等」及び「株券等貸借取引」の定義に新株予約権証券、新株予約権付社債券並びに外国投資信託受益証券等を追加する。
(第 3 条第 1 号及び第 2 号)
- (2) 株券等貸借取引契約の締結において、貸借期間満了前において貸借取引の対象となる有価証券が償還又は取得条項が適用された場合の取扱いを盛り込む旨規定する。
(第 5 条第 6 項第 8 号)
- (3) その他所要の整備を図る。

・施行の時期

この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 2 号の規定は、第 17 条に規定する株券等貸借取引の状況の報告及び公表については、本協会が別に定める日から適用し、同日前に行われる株券等貸借取引状況の報告及び公表については、なお従前の例による。

以 上

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正について

平成 22 年 10 月 19 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 株券、<u>新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する出資証券をいう。）</u>、<u>優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）</u>並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）<u>、外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）</u>、<u>外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）</u>及び<u>カバードワラント</u>をいう。 2 株券等貸借取引 当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に、<u>株券等（新株予約権証券及び新株予約権付社債券を除く。以下、本号におい</u>	(定 義) 第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 株券等 株券、優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）及び投資証券並びに外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）及び外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）をいう。 2 株券等貸借取引 当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引をいう。

新	旧
て同じ)については、対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を、<u>新株予約権証券又は新株予約権付社債券については、対象銘柄と同種、同量の新株予約権証券又は新株予約権付社債券を返還する株券等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券の消費貸借取引をいう。</u> 3 (現行どおり) 11 イ (現行どおり) ホ (株券等貸借取引契約の締結) 第 5 条 1 (現行どおり) 5 6 第 2 項及び第 3 項に規定する個別取引契約書、借用証書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。<u>ただし、第 8 号に掲げる事項が基本契約書に記載されている場合は、同号に掲げる事項の記載を省略することができる。</u> 1 (現行どおり) 2 銘柄名<u>(新株予約権証券又は新株予約権付社債券の場合には銘柄名及び回号)</u> 3 (現行どおり) 7 8 <u>新株予約権付社債券、取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券の個別取引を行う場合は、貸借期間中に新株予約権付社債券が償還された場合の措置又は貸</u>	3 (省 略) 11 イ (省 略) ホ (株券等貸借取引契約の締結) 第 5 条 1 (省 略) 5 6 第 2 項及び第 3 項に規定する個別取引契約書、借用証書又は個別取引明細書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 1 (省 略) 2 銘柄名 3 (省 略) 7 (新 設)

新	旧
<u>借期間中に取得条項が適用された場合の措置などの必要な措置</u> <u>9</u> (現行どおり) 7 ゝ (現行どおり) 11 (担保金の代用) 第 7 条 前条及び次条に規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等(以下「担保金代用有価証券」という。)の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。 2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券(<u>外国投資信託受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券及び外国証券信託受益証券を含む。</u>) 100 分の 80 2 ゝ (現行どおり) 21 3 (現行どおり)	<u>8</u> (省 略) 7 ゝ (省 略) 11 (担保金の代用) 第 7 条 前条及び次条に規定する担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等(以下「担保金代用有価証券」という。)の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管しなければならない。 2 借入者が借入れた株券等を貸出者を通じて売却する目的で行う株券等貸借取引に際し、担保金の代用として受け入れることができる有価証券等の種類は次の各号に掲げるものとし、その受け入れの際の代用価格は、その前日の時価に当該各号に掲げる率を乗じた額を超えない額とする。 1 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券(外国投資証券、外国株預託証券、優先出資証券及び外国証券信託受益証券を含む。<u>第 3 条第 11 号イに同じ。</u>) 100 分の 80 2 ゝ (省 略) 21 3 (省 略)

新	旧
(貸借残高等の照合) 第 12 条 会員は、取引相手方(特定投資家を除く。次項において同じ。)に対して、3 か月に 1 回以上の割合において、貸借対象株券等及び担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。 2 (現行どおり) 付 則 この改正は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 3 条第 2 号の規定は、第 17 条に規定する株券等貸借取引の状況の報告及び公表については、本協会が別に定める日から適用し、同日前に行われる株券等貸借取引状況の報告及び公表については、なお従前の例による。	(貸借残高等の照合) 第 12 条 会員は、取引相手方に対して、3 か月に 1 回以上の割合において、貸借対象株券等及び担保金等の残高について残高照合を行わなければならない。 2 (省 略)

「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正（案）に対する
パブリック・コメントの結果について

平成 22 年 10 月 19 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「株券等の貸借取引の取扱いに関する規則」の一部改正（案）について、平成 22 年 9 月 9 日から 9 月 30 日までの間、パブリック・コメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（7 件、3 社）及び意見に対する考え方は、以下のとおりである。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
1	第 3 条 第 1 号	第 3 条第 1 号定義の株券等は、「株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券（金商法第 2 条第 1 項第 6 号に規定する出資証券をいう。）優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。以下同じ。）外国投資信託受益証券、投資証券、外国投資証券、受益証券発行信託の受益証券、外国受益証券発行信託の受益証券、外国株預託証券（金商法第 2 条第 1 項第 20 号に規定する有価証券のうち、外国法人が発行する株券に係る権利を表示する預託証券をいう。以下同じ。）外国証券信託受益証券（受益証券発行信託の受益証券のうち、外国法人の発行する株券又は外国投資信託受益証券を信託財産とするものをいう。以下同じ。）及びカバードワラントをいう。」という定義になっているが、上記に規定する有価証券には、下記の場合の考え方を教えて頂きたい。 金商法第 2 条第 1 項第 17 号に定義される外国株券、外国新株予約権証券、外国新株予約権付社債券は、規則の対象となる有価証券という理解でよい？また、国内の者が海外で発行する新株予約権付社債券等も含まれるという理解でよい	御理解のとおりです。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
		か？ 規則上は株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、出資証券は、国内の金融商品取引所へ上場されているか否かは、要件ではなく未上場の証券であっても、規則上の対象となる有価証券であるとの理解でよいのか？ 「国内の取引所金融商品市場に新たに上場される」とはどのようなケースを規定しているのか？	御理解のとおりです。 例えば、新規上場に際し行われる公募増資又は売出しにおいて行われるオーバーアロットメントにおけるグリーンシュエーションの実施に当たり行われる貸借取引などが考えられます。
2	第 3 条 1 号	「株券等」の定義における「国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている」は、「投資信託受益証券」、「外国投資信託受益証券」、「投資証券」、「外国投資証券」、「受益証券発行信託の受益証券」、「外国受益証券発行信託の受益証券」、「外国株預託証券」、「外国証券信託受益証券」及び「カバードワラント」の全てにかかるという理解でよいのか。つまり、これらの有価証券は、上場される又はされているもののみが、「株券等」の定義に含まれるという理解でよいのか。	そのような理解で差し支えございません。

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
3	第 3 条 第 2 号	「当事者のいずれか一方（貸出者）が他方（借入者）に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、借入者が貸出者に、株券等（新株予約権証券及び新株予約権付社債券を除く。以下、本号において同じ）については、対象銘柄と同種、同等、同量の株券等を、新株予約権証券又は新株予約権付社債券については、対象銘柄と同種、同量の新株予約権証券又は新株予約権付社債券を返還する株券等、新株予約権証券及び新株予約権付社債券の消費貸借取引をいう。」と定義されているが、「新株予約権証券又は新株予約権付社債券」に関しては「同等」という規定がなされていないが、どのような理由によるものか？「同等」が券面発行されている場合の「品質の同等」（例えば、券面の毀損等の券面の品質）を意味したものであるのであれば、規則上対象としている有価証券が上場証券以外の証券（券面発行された証券）も対象としていと考えられ、あえて「同等」という表現を削除する理由はあるのか？	新株予約権については行使期間の残存期間が、新株予約権付社債券については償還期限の残存期間が、それぞれ貸借時点と返却時点では自ずと異なってくることから、同等足りえないと考えられます。 したがって、規則において、「同等」を除いております。
4	第 3 条 2 号	新株予約権証券及び新株予約権付社債券を除く「株券等」については、「同種、同等、同量」という用語を使用し、新株予約権証券及び新株予約権付社債券については「同種、同量」との用語を使用し、新株予約権証券及び新株予約権付社債券とそれ以外とで用語を使い分けているが、これは具体的にはどのような違いによるのか。あえて使い分ける必要があるように思われないが、どのような必要性から使い分けているのか。	

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
5	第 5 条	改正案では、償還・取得条項時の取扱いを第 5 条第 5 項第 6 の 2 号へ盛り込むとあるが、新株予約権証券等を取り扱わない場合にも、適用されるのか。	有価証券の種類によっては、必ずしも償還・取得条項が設けられるものではないこと、また、必ずしも基本契約において規定することなく、個別契約等において規定することでも規定の趣旨が全うできると考えられることから、御指摘を踏まえ修正いたします。
6	第 5 条	本件改正前に締結した基本契約には、改正案で追加されている第 5 条 5 項 6 の 2 に掲げる事項についての記載はないが、新株予約権付社債券等を貸借する予定の無い取引先についても既存契約について覚書等を締結し追加記載する必要があるかご教示いただきたい。 新株予約権付社債券等を貸借する予定の無い取引先の既存契約の覚書に当該文言の記載が必要とされた場合、11月1日からの施行では対応の時間が非常に短いため、経過措置等をお願いしたい。	なお、施行日前に契約が締結された株券等の貸借取引については、改正後の規定の適用はありませんが、改正後の規定の内容に即した契約締結をし直すことを否定するものではありません。
7	第 5 条 第 5 項 第 6 号 の 2	株券貸借の基本契約書に規定する必要がある事項として、新たに、「貸借期間満了前において新株予約権付社債券が償還された場合等の措置（取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券については貸借期間中に取得条項が適用された場合の措置などの必要な措置を含む。）」が規定される。この点、現状の規則の条文では、5 条 5 項柱書において「会員は、第 1 項に規定する基本契約書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。」とあり、（上記 5 条 5 項 6 号の 2 を含む）5 条 5 項各号の記載事項は必要的記載事項と解されるところ、新株予約権付社債券、取得条項のついた種類株式や新株予約権証券の貸借取引は実務的には行われていないため、行う予定のない取引についての取扱いを基本契約書にわざわざ記載することが求められているように読	

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
		める。特に取得条項のついた種類株式については現状も「株券」(取得条項のついた種類株式も当然「株券」である)の貸借として可能であるにもかかわらず、これまでこのような記載は求められていなかったものが新たに求められることになる。 現状、新株予約権付社債券、取得条項のついた種類株式や新株予約権証券の貸借取引を行うことを予定して基本契約書が締結される場合は、非常に少ないと思われ、行うことを予定して締結する場合は、取引当事者にとって必要な事項であれば取引当事者が適宜必要に応じて記載するはずであるから、このように協会規則で一般的にかかる事項を基本契約書に記載するよう求めずとも、5条5項11号の「その他(特約事項)」として、各当事者が独自に個別の具体的合意に応じた内容を契約書に規定するに任せればよいと考える。(なお、同じく協会規則である「債券の空売り及び貸借取引の取り扱いに関する規則」5条4項では、かかる償還の場合の措置等を基本契約書に記載するよう求めている。) 従って、基本契約書に規定することを規則で求める必要まではない事項と思料されるから、改正案5条5項6号の2は削除いただきたい。あるいは、かかる内容の契約書への記載を規則において求めるならば、新株予約権付社債券、取得条項のついた種類株式や新株予約権証券の貸借取引を実際に行う場合において、個別契約において記載する事項として規定いただきたい。後者の文言としては、例えば、規則第5条第6項第8号として(現第8号は第9号に繰り下げる)「新株予約権付社債、取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券の個別取引を行う場合は、貸借期間満了前におい	

項 番	該当条文	意 見	考 え 方
		て新株予約権付社債券が償還された場合等の措置、取得条項が付された種類株式又は新株予約権証券については貸借期間中に取得条項が適用された場合の措置などの必要な措置」といった規定とすることなどが考えられる。 また、規則において、基本契約書に規定することを求めるとしても、かかる規定が適用されるのは、施行日以後に新たに締結する基本契約書についてのみであって、既に締結されている基本契約書（「既存基本契約書」）については、かかる事項を記載するための契約変更等は必要がないことを確認いただきたい（「取得条項のついた種類株式」の貸借は「株券」の貸借として既存基本契約書に基づいても可能であるが、仮にそのような種類株式の貸借を既存基本契約書に基づいて行うとしても、かかる事項の記載を既存基本契約書に追加するための契約変更等の必要はない（当事者が当該個別契約において任意に必要な応じ対応すれば足りる）ことを確認させていただきたい。）。	

以 上